

春日井市資源回収団体奨励金

申請の手引き

お知らせ

令和8年(2026年)4月1日より、

(1)申請書と請求書が一体の書式に変更となり、書類の提出が一度で済むようになりました。

(2)申請書兼請求書等をメールで提出できるようになりました。



問い合わせ先:春日井市環境部ごみ減量推進課

電話(0568)85-6226 、 FAX(0568)84-8731

【 メール申請の送付先 】 : gomigen@city.kasugai.lg.jp

2026年4月1日作成

も く じ

・ 資源回収団体奨励金の概要	…	P1
・ 資源回収実施から奨励金交付までの流れ	…	P4
・ お振込み先の金融機関の口座について	…	P5
・ 申請の際に提出する写真、地図について	…	P6～8
・ 春日井市資源回収団体奨励金交付要綱	…	P9～11
・ 注意事項	…	P12
・ 資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式) の記入例	…	P13
・ 資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式)	…	P14

資源回収団体奨励金の概要

● 奨励金の目的

春日井市資源回収団体奨励金(以下「奨励金」という。)を『資源(家庭から出た再利用可能な廃棄物)』の回収活動を行う団体に対して交付することにより、ごみの減量及び資源の有効利用を推進するとともに、地域活動の促進を図ることを目的としています。

● 交付の対象

継続的に活動している市内の団体で、次のいずれかに該当する団体のうち資源の回収活動を自ら行なったもの

- 1 子ども会
- 2 学校等が主体である団体
- 3 町内会その他の地域で活動する団体
- 4 上記のほか営利を目的としない団体

● 奨励金の対象となる資源

『家庭から出た再利用可能な廃棄物』とは、次の4種類です。

- 1 古紙(新聞、雑誌、雑がみ、段ボール及び牛乳パック)
- 2 古着
- 3 アルミ缶
- 4 ガラスびん

(注意事項)

- ・ 奨励金の対象となる資源は、『家庭から出た再利用可能な廃棄物』のみです。
工場、事業所(会社など)、スーパー等から受け取ったものは対象ではありません。
- ・ 市が資源を回収する日にごみステーションに出された資源は、集めないでください。これは資源持ち去り行為に該当し、市の条例違反となるのでご注意ください。

● 奨励金の対象となる資源回収の方法

団体自らが回収活動を行ったときに限ります。

(注意事項)

- ・ ごみステーションや自宅前に出した資源を業者が直接回収する方式(業者回収)は奨励金の対象とはなりません。(市職員が現場確認に伺う場合があります。)

- 奨励金の算定について
奨励金の額は、品目ごとに資源回収量1キログラムあたり5円として算出します。
奨励金は品目ごとに算出し、1円未満の端数は切り捨てとなります。

- 窓口または郵送で資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式)を提出する場合
申請については、次の書類を提出してください。
 - (1) 春日井市資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式)
 - ※ 記入例を手引きの13ページに掲載しています。
 - 申請書兼請求書は、春日井市のホームページからダウンロードできます。
 - (2) 回収業者が発行する「回収日が記入された計量伝票」など資源の回収品目及び回収量を証する書類(コピーの提出は不可。)
 - ※ 資源回収団体と同一の名称で発行するように回収業者に依頼してください。
 - (3) 資源の回収を自ら実施している活動状況を示す写真、地図等

- メールで資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式)を提出する場合
 - ※ メールで申請する際は、申請書兼請求書、計量伝票(回収業者が作成した原本)、写真、地図を全て A4 サイズの書類(スキャンして PDF データ)で提出してください。
 - (1) 春日井市資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式)をスキャンして作成した PDF データ(A4 サイズ)
 - (2) 回収業者が発行する「回収日が記入された計量伝票」など資源の回収品目及び回収量を証する書類をスキャンして作成した PDF データ(A4 サイズ)
 - ※ 資源回収団体と同一の名称で発行するように回収業者に依頼してください。
 - (3) 資源の回収を自ら実施している活動状況を示す写真、地図等をスキャンして作成した PDF データ(A4 サイズ)。 ※写真は複数枚を A4サイズに収まるようにスキャンして PDF データとしてメールに添付してください。

【メール申請の送付先】：gomigen@city.kasugai.lg.jp

※ 資源回収団体を新設して申請をする場合は、資源回収団体の確認と登録をいたしますので、代表者の方は、身分証明証(運転免許証等)、資源回収団体名義の金融機関の通帳を申請書兼請求書と共に窓口にお持ちください。

※ 提出いただいた申請書兼請求書の内容に不備が無ければ、交付決定通知書を送りした後に奨励金を指定された口座にお振込みいたします。

● 申請期限について

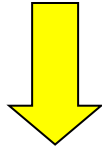
資源回収を実施した日の属する年度の3月31日(必着)までにごみ減量推進課へ提出してください。(要綱第4条第2項)

● 交付決定の取り消しについて

市長は、奨励金の交付を受けた者が不正の手段により奨励金の交付を受けたと認めるときは、交付額の全部または一部を取り消すことがあります。(要綱第7条)

資源回収実施から奨励金交付までの流れ

1 集団資源回収の実施

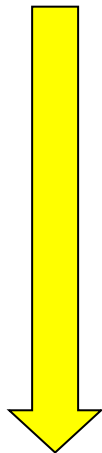


2 資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式)の提出

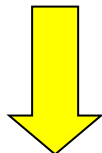
添付書類

- ・ 回収業者が発行する計量伝票等の書類(原本)
- ・ 資源の回収を自ら行っている様子を撮影した写真、地図等

※ メールで申請する際は、申請書兼請求書、回収業者が作成した計量伝票(原本)、写真、地図を全て A4 サイズの書類(スキャンして PDF データ)をメールに添付して申請してください。



3 交付決定(申請から1ヶ月程度)



- ・ 申請内容を審査の後、交付決定通知書を送付します。

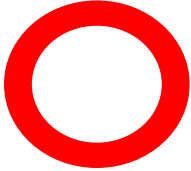

4 奨励金の振り込み

- ・ 指定された口座に奨励金を振り込みます。

お振込み先の金融機関の口座について

奨励金の振込みの際に使用する口座は、口座名義人の団体名が奨励金の請求団体名と同一であり、役職の不一致がないもの をご使用ください。

【例】

団体名	すくすく子ども会	
代表(会長)	愛知 太郎	
会計	道風 花子	
口座名義人	 振込先の口座として認められるもの	すくすく子ども会
		すくすく子ども会 <u>会長 愛知太郎</u> ※ 現在の会長様の氏名(役職が一致している)
		すくすく子ども会 <u>会計 道風花子</u> ※ 現在の会計様の氏名(役職が一致している)
		すくすく子ども会 <u>愛知太郎</u> ※ 現在の役員の方のお名前
	 振込先の口座として認められないもの	すくすく子ども会 <u>代表 道風花子</u> ※ 各団体の長以外の方が「代表」の肩書きを使うことは出来ません。また、前年度以前の役員の方の氏名を引き続き使用することもできません。
		すくすく子ども会育成会 ※ 団体名と統一させてください。

※団体の代表者、会計担当者が交代し、金融機関にて団体の口座名義人の変更届け出をされることとなりますが、変更した口座名義人の情報は、資源回収団体側で管理をし、振込先の口座情報を正しく記入した上で申請してください。

申請の際に提出する写真、地図について

○写真について

- 1 家の前に出された資源を団体員が回収する様子が写った写真
- 2 回収拠点へ各家から回収した資源を団体員が積み降ろす様子が写った写真
- 3 資源が集められた回収拠点の写真(参加者と資源が写っている写真)を回収拠点で撮影して提出してください。

●注意すること

- (1) 資源の量がおおよそ分かるよう写っていること。
- (2) 団体員が資源を回収する様子、回収拠点へ自ら積み降ろす様子が写っていること。
- (3) 写真は、資源の回収の際に必ず撮影して提出してください。
※過去に撮影して提出した写真を再度使用して申請した場合は、奨励金の支払いが出来ない場合があります。
- (4) 写真は、家庭用のプリンタで普通紙に印刷したものでかまいません。(収集の様子が分かるものであれば、A4の用紙1枚に4～8枚程度の写真を印刷したようなものでも可)
- (5) 複数回分の資源回収をまとめて一度に申請する場合は、資源回収日ごとに撮影し、分かりやすく書類にまとめて申請してください。
※写真は、用紙に貼付した上で、申請書とともに提出してください。

○写真の例

- (1) 家の前に出された資源を会のメンバー自らが回収する様子



(2) 回収した資源を回収拠点で自ら積み降ろす様子



(3) 回収拠点に集めた資源と参加者(全員でなくても可)が写っているもの



○地図等について

回収拠点を記した地図を提出してください。

作成例を8ページに掲載しています。

●注意すること

回収拠点の写真は、持ち寄った資源と団体員を一緒に写した写真を提出してください。

提出する地図には、その回収拠点を全て記入してください。

※ メールで申請する際は、申請書兼請求書、回収業者が作成した計量伝票(原本)、写真、地図を全て A4 サイズの書類(スキャンして PDF データ)をメールに添付して申請してください。

(例)すくすく子ども会 資源回収拠点 位置図



春日井市資源回収団体奨励金交付要綱

春日井市資源回収団体育成奨励金交付要綱（昭和56年6月1日適用）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般廃棄物の減量及び再利用に係る活動並びに地域活動の促進を図るため、予算の範囲内で、再利用が可能な家庭系廃棄物（以下「資源」という。）の回収活動を行う団体に対する奨励金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、継続的に活動している市内の団体で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、資源の回収活動を行うものとする。

- (1) 子ども会
- (2) 学校等が主体である団体
- (3) 町内会その他の地域で活動する団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか営利を目的としない団体

（奨励金の額）

第3条 資源の品目は次に掲げるものとし、奨励金の額は品目ごとに1キログラム当たり5円とする。ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 古紙（新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール及び牛乳パック類をいう。）
- (2) 古着
- (3) アルミ缶
- (4) ガラスびん

（申請手続）

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 計量伝票その他の資源の回収品目及び回収量を証する書類
 - (2) 資源の回収を自ら実施している活動状況を示す写真、書類等
- 2 前項の申請書は、資源の回収を実施した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、春日井市資源回収団体奨励金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による決定をした後、申請者の請求に基づいて奨励金を交付するものとする。

(奨励金交付の取消し)

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が不正の手段により奨励金の交付を受けたと認めたときは、交付額の全部又は一部を取り消すことがある。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体育成奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分に間、そのまま又は所要の訂正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定は、平成24年9月1日以後の資源の回収に係る奨励金について適用し、同日前の資源の回収に係る奨

励金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市資源回収団体奨励金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に春日井市資源回収団体奨励金を申請した者に係る補助金について適用する。

注意事項

- 年度内に振込みを希望される場合は、資源回収を実施した年度の1月31日までに申請し、申請時にその旨を申し出てください。
- 申請書には、資源の回収を自ら実施している活動状況を示す写真、地図等が必要です。
- 奨励金の申請は、資源の回収を実施した日の属する年度の3月31日までに提出してください。
- 奨励金の対象となるのは各団体自らが『資源(家庭から出た再利用可能な廃棄物)』の回収活動を行った場合のみです。ごみステーションや自宅前に出した資源を、業者が直接回収する方式(業者回収)は奨励金の対象となりません。(市職員が現場確認に伺う場合があります。)
- 工場、事業所、スーパーなどから受け取ったもの【事業系廃棄物：家庭から出た資源でないもの】は、奨励金の対象となりません。
- 回収業者が作成した計量伝票(回収日が記入されたもの)は、必ず原本を提出してください。メール申請する場合は、その原本をスキャンしてPDF(A4サイズ)のデータにまとめて提出してください。また、計量伝票は、団体名と同一の名称で発行するように回収業者に依頼してください。
- 申請書兼請求書は、団体の代表者名で申請してください。また、申請者(代表者)以外の方宛てに、交付決定通知書等の書類を送ることは出来ません。
- 奨励金の振込み先は、申請団体の名称で作成した口座を使用してください。

【申請書等の修正について、注意していただきたいこと】

- (1) 窓口及び郵送で申請された場合は、資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書の申請者欄に印鑑の押印の必要はありませんが、内容誤りを訂正する際には、訂正印(スタンプ印は不可)が必要です。ごみ減量推進課まで申請書等の訂正のためにお越しください。
- (2) メールで申請した申請書兼請求書の内容を訂正する場合は、当課に修正内容を記入した文書と訂正した申請書兼請求書を送付してください。

Ⅲ 資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書(第1号様式)の記入例

第1号様式(第4条関係)

春日井市資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書

●年 ●月 ●日

(宛先) 春日井市長

資源回収団体奨励金の交付を受けたいので、春日井市資源回収団体奨励金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。また、奨励金の交付が決定した場合は、次のとおり奨励金の交付を請求します。

申請者	団体名	すくすく子ども会		
	住所	〒 486 - XXXX 春日井市鳥居松町5-44		
	代表者氏名	愛知 太郎	電話番号	85 - 6226

1 回収した品目と交付申請金額及び請求金額

品目	回収量	単価	交付申請額及び請求額
新聞紙	10.5 kg	5 円	52 円
雑誌・雑紙	500.0 kg	5 円	2,500 円
段ボール	kg	5 円	0 円
牛乳パック	kg	5 円	0 円
古着	kg	5 円	0 円
アルミ缶	20.3 kg	5 円	101 円
ガラスびん	kg	5 円	0 円
合計	530.8 kg	-	2,653 円

【記入上の注意】 交付申請金額及び請求金額は、品目ごとに小数点以下を切り捨てて記入してください。

2 参加人数 (10) 人 ※1日あたり

3 資源回収日 (4月10日) 複数ある場合は下の欄に記載してください。
(4月15日、4月16日)

4 団体の種類 (1)子ども会 (2)学校、PTA (3)区、町内会 (4)その他()

5 奨励金振込先 ※銀行、信用金庫、農協の種別に○を付けてください。

金融機関	銀行 ※ 信用金庫 農協	支店
預金種別	普通 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

6 添付書類 (1)回収日の記載された計量伝票 (2)回収作業の様子を撮影した写真 (3)回収場所の地図

日付を記入してください。

団体名、代表者氏名、住所(または所在地)、電話番号を記入してください。

回収量(kg)×5円で計算した金額を記入してください。(品目ごとに1円未満切り捨て。)
※伝票に記載された回収業者の買取金額ではありません。

金融機関、支店の名称を記入してください。

ゆうちょ銀行の場合は、支店名に店番号(漢数字三桁)を記入してください。

口座名義人、フリガナを記入してください。

普通または当座に○を付けてください。

記入する際の注意点

- (1) 書き間違えた場合は、軽微なものであっても必ず二重線で消して訂正印を押してください。
- (2) 修正液・修正テープなどは使用しないでください。
- (3) 「消せるインク」を使ったボールペンを使用しないでください。

第1号様式（第4条関係）

春日井市資源回収団体奨励金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）春日井市長

資源回収団体奨励金の交付を受けたいので、春日井市資源回収団体奨励金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。また、奨励金の交付が決定した場合は、次のとおり奨励金の交付を請求します。

申請者	団体名			
	住所	〒		
	代表者氏名		電話番号	

1 回収した品目と交付申請金額及び請求金額

品目	回収量	単価	交付申請額及び請求額
新聞紙	kg	5 円	円
雑誌・雑紙	kg	5 円	円
段ボール	kg	5 円	円
牛乳パック	kg	5 円	円
古着	kg	5 円	円
アルミ缶	kg	5 円	円
ガラスびん	kg	5 円	円
合 計	kg	—	円

【記入上の注意】 交付申請金額及び請求金額は、品目ごとに小数点以下を切り捨てて記入してください。

2 参加人数 () 人 ※1日あたり

3 資源回収日 (月 日) 複数ある場合は下の欄に記載してください。

()

4 団体の種類 (1)子ども会 (2)学校、P T A (3)区、町内会 (4)その他()

5 奨励金振込先

※銀行、信用金庫、農協の種別に○を付けてください。

金融機関		銀行 ※ 信用金庫 農 協	支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

6 添付書類 (1)回収日の記載された計量伝票 (2)回収作業の様子を撮影した写真 (3)回収場所の地図